

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

職場に潜む危険

「見える化委員会」が発見！

エア・ウォーター ケミカル部門鹿島工場

特集Ⅱ

夏場の電気事故に注意

活線作業は原則禁止

経産省関東監督部

続・造船現場サイゼンセン

「顧客満足度 100%」はまず安全から

MES-KHI 由良ドック

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2264

2016

8 / 15

■ 災害のあらまし ■

埼玉県内の自動車製造工場に勤務する作業員 A は、毎年、A が所属する B 社の重要な取引先である C 社の社内運動会に会社指示で参加している。この運動会は毎年夏場で暑い時期に開催されるが、張り切って参加した A は、C 社より事前に参加を要請されたりレーや借り物競争に参加していたところ、気付くと脱水症状で倒れ、救急車で搬送された。倒れた際に頭を地面にぶつけ、軽い脳震盪を起こしたため、3日の入院が必要となった。

■ 判断 ■

業務外に行われるレクリエーション活動中のケガや事故などについては、通常業務性もないことから労災として認定されないケースが多いが、今回のケースでは、業務に密接に関係のある取引先のイベントで、会社上司より指示されての参加であった。また、脱水症状が起こった要因について、作業員 A は指定された競技に参加し、C 社の運動会の運営に沿ったものであり、個人的な事情や会社指示からの逸脱性もないことから、今回の運動会参加という行為が業務との関連性が強く認められたため、業務災害として労災が認定された。

■ 解説 ■

運動競技会などのレクリエーション活動における業務災害の認定の可否については、労災の認定基準である、業務起因性や業務遂行性が認められる行為なのかという判断において、形式上の業務に関連する行事なのか、実質的な会社の指示の有無があるのかなどの基準で判断される。また、災害を起こした際の行為が個人的な恣意性や

会社指示で参加した取引先の運動会だけが

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 東京会
社会保険労務士 表参道 H R オフィス
所長 山本 純次

第 225 回

業務指示を逸脱した行為でないかということも判断基準として考えられる。

今回のケースでは、C社の運動会は毎年恒例であり、B社にとってビジネス関係においても重要な取引先であり、Aの参加については上司からの参加命令があったことから、業務への強い関連性が認められる。

また、判例では社外運動競技会などへの参加の際の業務性の判断について、会場までの旅費交通費の負担が会社であるか個人であるかという基準を示しているものもある（平成12.5.18基発366号）。当然会社負担であれば業務として参加していることの裏付けともなり、業務起因性が強いと判断できる。今回のケースでは会社指示ということもあり、会場までの交通費は会社が後日経費として負担していたため、上記の判例上も業務起因性が認められるが、加えて、この運動会への参加が業務上重要な関係性があるものなのかということも、判断基準として考慮すべきであろう。

また、さらに詳細を検討していくと、運動会での災害が個人的な恣意的行動であったり、逸脱性が高いものであった場合は判断基準も変わってくると考えられる。例えば、会社の命令で参加した運動会であるが、取引先C社から参加要請されたのはリレーと借り物競争だけであったが、調子に乗ってしまいマラソンなどにも参加したところ、必要以上に競技に参加したため、疲労がたまり、暑さも加わり脱水症状を起こしたというケースであった場合、通常期待されていた業務に関わる行動を超えた、恣意的で逸脱している行為と考えられるため、労災として認められないという判断になるであろう。

上記の恣意性などの判断については、今回のケースでは、夏場の暑い日に参加し



た中で、通常予定されていた種目に出場していた際に起こった災害であり、C社の指定した競技に取り組んでいたときの災害であったため、恣意性や逸脱性は認められないと判断される。このため、社外の運動会というレクリエーション活動であっても業務との関連性が認められれば労災として判断し得るものとなる。

このように業務災害に関する判断基準として、社外における業務外の活動であっても、それが、重要な取引先の会社の活動であるような場合や、その活動に会社として参加指示をしているなどの形式的な基準があり、業務との関連性が認められれば労災として認められる形となる。

他の同じような例で考えると、取引先の10周年記念パーティーなどに、両社の関係性の向上のため上司の指示により取引先担当者への挨拶も兼ねて参加し、パーティー途中でお祝いの挨拶などを行った場合に、パーティー中に提供された飲食物のせいで食中毒が発生し入院したというような状況でも、社外行事ではあるが、業務との関連性が強く、上司の指示で参加しているものであるため、上記運動会での災害と同じような判断ができると推定される。